

県立足柄ふれあいの村

新型コロナウイルス感染防止に対応した受入マニュアル 新旧対照表

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>4. 施設利用に於ける感染防止対策</p> <p>(6) 食事提供について（日帰り・宿泊共通）</p> <p>○室内食（ビュッフェ）（朝食・夕食共通事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂用スリッパは撤去する。必要であれば室内履き等をご持参頂く。 ・食堂に入室後、手洗いの後、手指の消毒を行う。 ・喫食時のみマスクを外し、食後直ぐにマスクを着用する等、「マスク飲食」及び「黙食」を推奨、推進する。 ・食堂内の過度な密や喫食時の対面を避けるため、テーブルの片側だけの配席とし、食堂内の定員を、概ね100名から120名程度の定員とし、これを超える人数については入替とするが、様々な状況により、団体との調整及び合意の上、これ以上の定員での受入も可能とする。 ・喫食時の対面を避ける配席（テーブルの片側のみや、交互での配席等）を推奨する。 ・喫食時間は、入室から配膳、片付までを45分間とし、次の利用団体への入替と消毒作業のため、10分間のインターバルを置く。なお、入替後の団体は、前の団体が使用した反対側の列に配席する。 <p>5. 管理運営上に於ける感染防止対策</p> <p>(1) 施設共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受付窓口に飛沫感染防止用の透明ビニール幕を設置する。 ○村内各所へ、手指用の消毒液を設置する。 ○会計時はコイントレイを使用する。 ○村内各所への手洗い、うがい、手指消毒等の取行POPを掲示する。 ○定期的に、管理棟及び集会棟他の高頻度接触箇所の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコールを用いた消毒作業を行うとともに、宿泊室は、10時から13時の間に消毒作業を行う。 | <p>4. 施設利用に於ける感染防止対策</p> <p>(6) 食事提供について（日帰り・宿泊共通）</p> <p>○室内食（ビュッフェ）（朝食・夕食共通事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂用スリッパは撤去する。必要であれば室内履き等をご持参頂く。 ・食堂に入室後、手洗いの後、手指の消毒を行う。 ・喫食時のみマスクを外し、食後直ぐにマスクを着用する。 ・食堂内の過度な密や喫食時の対面を避けるため、テーブルの片側だけの配席とし、概ね100名から120名程度の定員とする。これを超える人数については入替とするが、様々な状況により、団体との調整及び合意の上、これ以上の定員での受入も可能とする。 ・喫食時間は、入室から配膳、片付までを45分間とし、次の利用団体への入替と消毒作業のため、10分間のインターバルを置く。なお、入替後の団体は、前の団体が使用した反対側の列に配席する。 <p>5. 管理運営上に於ける感染防止対策</p> <p>(1) 施設共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受付窓口に飛沫感染防止用の透明ビニール幕を設置する。 ○村内各所へ、手指用の消毒液を設置する。 ○会計時はコイントレイを使用する。 ○村内各所への手洗い、うがい、手指消毒等の取行POPを掲示する。 ○定期的に、管理棟及び集会棟他の高頻度接触箇所の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いた消毒作業を行うとともに、宿泊室は、10時から13時の間に消毒作業を行う。 |

(2) トイレの衛生管理について

○便座、ドアノブなどは、次亜塩素酸ナトリウム溶液
またはアルコールによる清拭消毒を行う。

附記

本マニュアルは令和3年6月17日現在の状況に基づく
ものであり、今後適宜更新する。

(2) トイレの衛生管理について

○便座、ドアノブなどは、次亜塩素酸ナトリウム溶液
による清拭消毒を行う。

附記

本マニュアルは令和3年1月12日現在の状況に基づく
ものであり、今後適宜更新する。